

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

平成29年2月22日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

せたがやふるさと区民まつりに伴う警備委託

(2) 業務内容

せたがやふるさと区民まつりを安全かつ円滑に運営するため、会場および周辺における事故等の不当事案を予防し、警察等関係機関の指導などに対し柔軟に対応しながらも円滑に警備業務をするものである。また、事故防止を徹底した警備計画の作成、事故発生時は柔軟に対応しながらも的確かつ迅速に警備業務を遂行する。

2 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置している法人であること。
- (2) 世田谷区の物品の競争入札参加資格を有し、営業種目「警備・受付等」に登録のある者。
- (3) 平成26年度以降、官公庁において、本業務と同種業務の実績を有すること。同種業務とは、延べ100名以上の警備員を配置するイベント等の業務とする。
- (4) 次の事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - ② 同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③ 世田谷区から現に指名停止を受けている者
 - ④ 都道府県民税・市町村民税を滞納している者

3 提案書提出者の選定・通知

6事業者以上から参加表明書の提出があった場合は、参加表明書に記載された運営能力、実績等を点数評価して提案書の提出者を5事業者以内を選定する。

この場合は、選定次第速やかに参加申込事業者に通知する。

4 提案書を特定するための評価基準

以下の選定基準により、参加表明書、提案書、見積書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

- (1) 本業務を確実かつ安定的に遂行する能力を有していること。
 - ① 警備業務の受託実績(世田谷区、他官公庁等での実績)
 - ② 経営状況(経理状況、経営能力、運営能力)
- (2) 本業務の意義や特性を十分に理解し、業務遂行にあたり履行能力及び対応能力を保持し

ていること。

- ①本業務の担当組織及び人員体制
- ②本業務に対する考え方
- ③本業務に配置する従事者について
- ④研修体制
- ⑤緊急時の現場対応及び現場支援体制
- ⑥個人情報管理
- ⑦その他(世田谷区・せたがやふるさと区民まつりの特性への配慮、その他有益な提案)

(3) 提案に対して、見積もり金額が妥当であること。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区生活文化部区民健康村・ふるさと交流課

電話 03-5432-2042 FAX 03-5432-3013

※受付時間は、9時～17時まで(土休日を除く)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間:平成29年2月22日(水)～平成29年3月8日(水)

場 所:上記(1)に同じ

方 法:希望者に無償で配付する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期 限:平成29年3月8日(水)17時 ※持参の場合、土休日除く
なお、郵送の場合は必着

場 所:上記(1)に同じ

方 法:持参または郵送(書留、または配達記録郵便)による

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期 限:平成29年4月7日(金)17時 ※持参の場合、土休日除く
なお、郵送の場合は必着

場 所:上記(1)に同じ

方 法:持参または郵送(書留、または配達記録郵便)による

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

(選定された候補者は、平成30年度、平成31年度の当該案件委託契約についても契約相手方となる予定がある。なお、業務委託契約は年度毎に行うものとする。また、本業務に係る各年度の契約の締結は、各年度の履行内容が良好と認められること、かつ当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。)

※委託業務の根拠となる事業の内容等に変更があった場合、平成29年度以降は契約を

締結しないことがある。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ
- (6) 提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。
- (7) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。また、提出された企画提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- (8) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した配置予定者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (9) 提案書の決定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方法の提案を求めることがある。
- (10) 審査終了後、参加者には評価基準ごとの合計点と順位を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)は区が公表できることとする。
- (11) 詳細は説明書による。